

毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

第六百二十三号

令和八年

一月十九日

月曜日

一退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十八項の規定により、明野茅ヶ岳土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和八年一月十九日

山梨県知事 長崎幸太郎

| 役職名 | 氏名 | 住所 | 退任年月日 |
|-----|------|------------------|----------|
| 理事 | 大柴善朗 | 北杜市明野町上手一万二百二十番地 | 令和七年五月一日 |

| 役職名 | 氏名 | 住所 | 就任年月日 |
|-----|------|-----------------|-----------|
| 理事 | 大柴栄俊 | 北杜市明野町九千八百四十四番地 | 令和七年五月二一日 |

告示

山梨県告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和八年二月九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年一月十九日

山梨県知事 長崎幸太郎

| 道 道 一般 国 | 道路 の 種類 | 路線名 | 区間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
|--|---------------|-----|----|--------------|-------------|
| 百三十九号 | | | | | |
| 大月市七保町瀬戸字井戸地 一一八四番一地先から 大月市七保町瀬戸字井戸地 一一八四番一地先まで | | | | 二六・二 | 令和八年一月十九日 |

公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任

山梨県公報 第六百二十三号

令和八年一月十九日

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番